

第一節 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

- (a) 特定の項又は号の產品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。
- (b) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。
- (c) 次の定義を適用する。
 - 「部」とは、統一システムの部をいう。
 - 「類」とは、統一システムの類をいう。
 - 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。
 - 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。
- (d) この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

(e) 第三十条に規定する特定の割合であつて、統一システムの第二八類から第九七類までに規定する產品の生産に使用される非原產材料（関連する關稅分類の変更が行われないものに限る。）の価額の總額又は總重量に関するものは、次のとおりとする。

(i) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する產品については、当該產品の価額の十パーセント

(ii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する產品については、当該產品の重量の七パーセント

注釈1 「非原產材料の価額」とは、第二十八条6の規定に従つて決定される価額をいう。

注釈2 「当該產品の価額」とは、第二十八条4(b)に規定する本船渡しの価額又は同条5に規定する価額をいう。

(f) (i) 千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の付表A又はBが対象とする產品であつて、締約国の領域において他の產品を生産する材料として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする產品について適用

される品目別規則にかかわらず、当該締約国の原産材料とみなすことができる。ただし、当該產品が
いづれかの締約国の領域において組み立てられる場合に限る。

(ii) (i)の規定にかかわらず、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする產品が第八五四一・一〇号から第
八五四二・九〇号までの各号に分類される場合には、当該產品の生産に使用されるすべての非原產材
料について、第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号の產品への当該各号以外の号の
材料からの関税分類の変更が行われなければならない。

第二節 品目別規則

第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類 動物（生きているものに限る。）

○一・〇一一〇一・〇六

第一〇一・〇一項から第一〇一・〇六項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第二類 肉及び食用のくず肉

○二・〇一・一〇二・一〇

第〇二・〇一項から第〇二・一〇項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
 (第一類の材料からの変更を除く。)

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

○三・〇一・一〇三・〇七

第〇三・〇一項から第〇三・〇七項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

○四・〇一・一〇四・一〇

第〇四・〇一項から第〇四・一〇項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・〇一・一〇五・一一

第〇五・〇一項から第〇五・一一項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第二部 植物性生産品（第六類から第一四類まで）

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び裝飾用の

葉

○六・〇一一〇六・〇四

第〇六・〇一項から第〇六・〇四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

○七・〇一一〇七・一四

第〇七・〇一項から第〇七・一四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

○八・〇一一〇八・一四

第〇八・〇一項から第〇八・一四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

○九〇一・一一一〇九〇一・一二
○九〇一・二一一〇九〇一・二三

第〇九〇一・一一号又は第〇九〇一・一二号の產品への他の類の材料からの変更
第〇九〇一・二二号又は第〇九〇一・二三号の產品への当該各号以外の号の材料か
らの変更

○九〇一・九〇一〇九〇四・一一

○九〇四・一二

○九〇四・二〇一〇九〇六・一〇

○九〇六・二〇

○九〇七・〇〇一〇九一〇・四〇

○九一〇・五〇

○九一〇・九一

○九一〇・九九

第〇九〇一・九〇号から第〇九〇四・一号までの各号の产品への他の類の材料からの変更

第〇九〇四・一二号の产品への他の号の材料からの変更

第〇九〇四・二〇号から第〇九〇六・一〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更

第〇九〇六・二〇号の产品への他の号の材料からの変更

第〇九〇七・〇〇号から第〇九一〇・四〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更

第〇九一〇・五〇号の产品への他の号の材料からの変更

第〇九一〇・九一号の产品への他の号の材料からの変更

第〇九一〇・九九号の产品への他の類の材料からの変更

第一〇類 谷物

一〇・〇一一〇・〇八

第一〇・〇一項から第一〇・〇八項までの各項の产品への他の類の材料からの変更

第一一類 谷粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・〇一一・〇四

一一・〇五

一一・〇六・一〇

一一・〇六・二〇

一一・〇六・三〇

一一・〇七一一・〇九

第一一・〇一項から第一一・〇四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
第一一・〇五項の產品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
第一一・〇六・一〇号の產品への他の類の材料からの変更
第一一・〇六・二〇号の產品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）

第一一・〇六・三〇号の產品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

第一一・〇七項から第一一・〇九項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第一三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一二・〇一一・二・一四

第一二・〇一項から第一二・一四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

一二・〇一一・三・〇一

第一三・〇一項又は第一三・〇二項の產品への他の類の材料からの変更

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・〇一一四・〇四

第一四・〇一項から第一四・〇四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一一五・一〇

第一五・〇一項から第一五・一〇項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

一五一・一〇

更を除く。）

一五一・九〇

第一五一・九〇号の產品への他の号の材料からの変更

一五・一二

第一五・一二項の產品への他の類の材料からの変更

五一三・一一一五一三・二一

第一五・一二号から第一五二三・二一号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

らの変更

五一三・二九

第一五・二九号の產品への他の号の材料からの変更

五一・一四一・一五・一五

第一五・一四項又は第一五・一五項の產品への他の類の材料からの変更

一五・一六

一五一七・一〇

一五一七・九〇一一五二〇・〇〇

一五・二一

一五・二二

一五・二三

第一五・一六項の產品への他の項の材料からの変更

第一五一七・一〇号の產品への他の項の材料からの変更（第一五・一一項の材料から
らの変更を除く。）

第一五一七・九〇号から第一五一〇・〇〇号までの各号の產品への当該各号が属す
る項以外の項の材料からの変更

第一五・二一項の產品への他の類の材料からの変更

第一五・二三項の產品への他の項の材料からの変更

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第一四類ま
で）

第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟體動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注釈 第一六〇四・一三号、第一六〇四・一五号から第一六〇四・二〇号までの各号及び第一
六〇五・二〇号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において漁ろ
うにより得られる非原産材料又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録
され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海

から得られる非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

二六・〇一

一六〇二・一〇一一六〇二・三一

第一六・〇一項の產品への他の類の材料からの変更
第一六〇二・一〇号から第一六〇二・三一号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）

一六〇二・三二一一六〇二・三九

第一六〇二・三二号から第一六〇二・三九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

一六〇二・四一一一六〇二・四九

第一六〇二・四一号から第一六〇二・四九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）

一六〇二・五〇一一六〇二・九〇

第一六〇二・五〇号から第一六〇二・九〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

一六〇三

一六〇四・一一一六〇四・一二

一六〇四・一三

一六〇四・一四

一六〇四・一五一一六〇四・二〇

一六〇四・三〇一一六〇五・一〇

一六〇五・二〇

第一六〇三項の產品への他の類の材料からの変更

第一六〇四・一号又は第一六〇四・一二号の產品への他の類の材料からの変更
(第三類の材料からの変更を除く。)

第一六〇四・一三号の產品への他の類の材料からの変更 (第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国に旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)

第一六〇四・一四号の產品への他の類の材料からの変更

第一六〇四・一五号から第一六〇四・二〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更 (第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国に旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)

第一六〇四・三〇号から第一六〇五・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更 (第三類の材料からの変更を除く。)

第一六〇五・二〇号の產品への他の類の材料からの変更 (第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第

一六〇五・三〇一一六〇五・九〇

三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三國の領海に属しない海から得られる場合に限る。)

第一六〇五・三〇号から第一六〇五・九〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

第一七類 糖類及び砂糖菓子

一七・〇一

第一七・〇一項の產品への他の類の材料からの変更（第二二類の材料からの変更を除く。）

一七〇二・一一一一七〇二・一九

第一七〇二・一一一号から第一七〇二・一九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）

一七〇二・一〇一一七〇二・四〇

第一七〇二・一〇号から第一七〇二・四〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

一七〇二・五〇一一七〇二・九〇

第一七〇二・五〇号から第一七〇二・九〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第一一類又は第一二類の材料からの変更を除く。）

一七・〇三

第一七・〇三項の產品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）

一七・〇四

第一七・〇四項の產品への他の項の材料からの変更

第一八類 ココア及びその調製品

注釈 第一八〇三・一〇号及び第一八〇五・〇〇号から第一八〇六・一〇号までの各号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (i) 当該第三国からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていかない場合に限る。

一八・〇一一一八・〇二
一八〇三・一〇

第一八・〇一項又は第一八・〇二項の產品への他の類の材料からの変更

第一八〇三・一〇号の產品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、產品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。）

一八〇三・二〇

一八・〇四

一八〇五・〇〇一一八〇六・一〇

第一八〇三・二〇号の產品への他の項の材料からの変更（第一八・〇一項の非原産材料であるカカオ豆の重量が產品の重量の五十パーセント以下である場合に限る。）
第一八・〇四項の產品への他の項の材料からの変更

第一八〇五・〇〇号から第一八〇六・一〇号までの各号の產品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、產品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。）

一八〇六・二〇一一八〇六・九〇

第一八〇六・二〇号から第一八〇六・九〇号までの各号の產品への他の項の材料からの変更（第一八・〇一項の非原産材料であるカカオ豆の重量が產品の重量の五十パーセント以下である場合に限る。）

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリーフ製品

注釈 第一九〇五・九〇号の適用上、

(a)

東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であつて產品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

一九・〇一一九・〇四

一九〇五・一〇一一九〇五・二〇

一九〇五・四〇

第一九・〇一項から第一九・〇四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
第一九〇五・一〇号又は第一九〇五・二〇号の產品への他の類の材料からの変更
(第一〇類又は第一一類の材料からの変更を除く。)

一九〇五・三一一一九〇五・三二
一九〇五・四〇

第一九〇五・三一号又は第一九〇五・三二号の產品への他の類の材料からの変更
第一九〇五・四〇号の產品への他の類の材料からの変更 (第一〇類又は第一一類の
材料からの変更を除く。)

一九〇五・九〇

三八〇

第一九〇五・九〇号の主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたものへの他の類の材料からの変更（第一一・〇五項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される場合に限る。）又は、

第一九〇五・九〇号のその他の產品への他の類の材料からの変更

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注釈 第二〇・〇一項、第二〇・〇六項、第二〇〇三・一〇号から第二〇〇五・九〇号までの各号及び第二〇〇九・八〇号の適用上、

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (i) 当該第三国からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業

が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であつて、產品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

二〇・〇一

第二〇・〇一項の產品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

二〇・〇二

第二〇・〇二項の產品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項の材料からの変更を除く。）

二〇〇三・一〇一・一〇〇四・一〇

第二〇〇三・一〇号から第二〇〇四・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

二〇〇四・九〇

第二〇〇四・九〇号の產品への他の類の材料からの変更（第七類、第一一類又は第一二類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

一七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)

一〇〇五・一〇一—一〇〇五・二〇

第二〇〇五・一〇号又は第二〇〇五・二〇号の產品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

一〇〇五・四〇

第二〇〇五・四〇号の產品への他の類の材料からの変更（第七類又は第一一類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

一〇〇五・五一—二〇〇五・九〇

第二〇〇五・五一号から第二〇〇五・九〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

一〇・〇六

第二〇・〇六項の產品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

一〇・〇七

第二〇・〇七項の產品への他の類の材料からの変更

二〇〇八・一一

第二〇〇八・一号の产品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）

二〇〇八・一九一二〇〇八・九二

第二〇〇八・一九号から第二〇〇八・九二号までの各号の产品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

二〇〇八・九九

第二〇〇八・九九号の产品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

二〇〇九・一一一二〇〇九・四九

第二〇〇九・一号から第二〇〇九・四九号までの各号の产品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

二〇〇九・五〇

第二〇〇九・五〇号の产品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項の材料からの変更を除く。）

二〇〇九・六一一二〇〇九・七九

第二〇〇九・六一号から第二〇〇九・七九号までの各号の产品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

二〇〇九・八〇

第二〇〇九・八〇号の产品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

二〇〇九・九〇

第二〇〇九・九〇号の产品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

第二二類 各種の調製食料品

二二〇一・一一一二一〇一・一〇

第二二〇一・一一一号から第二二〇一・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

二二〇一・三〇

第二二〇一・三〇号の產品への他の類の材料からの変更（第一〇類又は第一九類の材料からの変更を除く。）

二二〇一・一〇一二一〇三・一〇

第二二〇一・一〇号から第二二〇三・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

二二〇三・二〇

第二二〇三・二〇号の產品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）

二二〇三・三〇一一〇六・一〇

第二二〇三・三〇号から第二二〇六・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

二二〇六・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇六・九〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二三類 飲料、アルコール及び食酢

二二・〇一

第二三・〇一項の產品への他の類の材料からの変更

二二〇一・一〇

二二〇一・九〇

二二・〇三

二二・〇四一二三・〇六

二二・〇七

二二〇八・二〇一二二〇八・三〇

二二・〇七

二二〇八・二〇一二二〇八・六〇

二二・〇七

二二〇八・四〇一二二〇八・六〇

二二〇八・七〇

二二〇八・九〇

第二二〇一・一〇号の產品への他の類の材料からの変更
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇一・九〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二二・〇三項の產品への他の項の材料からの変更

第二二・〇四項から第二二・〇六項までの各項の產品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）

第二二・〇七項の產品への他の類の材料からの変更

第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の產品への他の類の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）

第二二〇八・七〇号の產品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

原產資格割合が五十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二二〇八・九〇号の合成清酒若しくは料理用酒（みりん）への他の項の材料からの変更及び原產資格割合が五十パーセント以上であること、

第二二〇八・九〇号の飲料（果汁をもととしたものであつて、アルコール分が一

パーセント未満のものに限る。) への他の類の材料からの変更 (第八類又は第一〇類の材料からの変更を除く。) 又は、

第二二〇八・九〇号のその他の產品への他の項の材料からの変更 (第二二一・〇七項の材料からの変更を除く。)

二二一・〇九

第二二一・〇九項の產品への他の類の材料からの変更

第一二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二二一・〇一—二三・〇八

第一二三・〇一項から第二二三・〇八項までの各項の產品への当該各項以外の項の材料からの変更

二二三・〇九
原産資格割合が四十パーセント以上であること (第二二三・〇九項の產品への関税分類の変更を必要としない。)。

第一四類 たばこ及び製造たばこ代用品

二四〇一・一〇一一四〇一・一〇

第一四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の產品への他の類の材料からの変更

二四〇一・三〇

第一四〇一・三〇号の產品への他の号の材料からの変更

二四〇二・一〇一一四〇三・九九

第一四〇二・一〇号から第二四〇三・九九号までの各号の產品への当該各号が属す

る項以外の項の材料からの変更

第五部 鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント

二五〇一

二五〇一・〇〇一・一五〇四・九〇

第二五〇一項の產品への他の類の材料からの変更

第二五〇二・〇〇号から第二五〇四・九〇号までの各号の產品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇二・〇〇号から第二五〇四・九〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二五〇五・一〇一二五〇六・二一号までの各号の產品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇五・一〇号から第二五〇六・二一号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二五〇六・二九一二五〇七・〇〇

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇六・二九号から第二五〇七・〇〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

二五〇八・一〇

第二五〇八・一〇号の產品への他の類の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・一〇号の產品への
関税分類の変更を必要としない。）。

二五〇八・二〇一二五〇八・六〇

号の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・二〇号から第二五〇
八・六〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

二五〇八・七〇

第二五〇八・七〇号の產品への他の類の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・七〇号の產品への
關稅分類の変更を必要としない。）。

二五〇九・〇〇一二五一・二〇

号の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇九・〇〇号から第二五
一・二〇号までの各号の產品への當該各号以外の
關稅分類の変更を必要としない。）。

第二五〇九・〇〇一二五一・二〇号までの各号の產品への當該各号以外の
號の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇九・〇〇号から第二五
一・二〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第二五一二・〇〇一二五一三・一九

号の變更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一二・〇〇号から第二五
一・二〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

二五一三・一〇一二五一四・〇〇

号の材料からの變更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一二・〇〇号から第二五
一・二〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一三・二一〇号から第二五一四・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二五一五・一一号から第二五六・二二号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一五・一一号から第二五六・二二号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二五一六・九〇号の产品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一六・九〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二五一七・一〇一二五二三・三〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一七・一〇号から第二五一二・三〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二五一三・一〇号の产品への他の号の材料からの変更

第二五一三・二二号の产品への他の号の材料からの変更

第二五一三・二九一二五二三・九〇号の产品への他の号の材料からの変更

第二五一四・〇〇一二五二五・二〇号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一四・〇〇号から第二五一四・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

三九〇

一五二一五・三〇

五・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

第二五二五・三〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五二五・三〇号の産品への関

税分類の変更を必要としない。)。

一五二六・一〇一二五三〇・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五二六・一〇号から第二五三〇号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五二六・一〇号から第二五三〇号までの各号の産品への当該各号以外の〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

第一六類 鉱石、スラグ及び灰

二六〇一・一一一六〇二・〇〇

第二六〇一・一一号から第二六〇二・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二六〇一・一一号から第二六〇二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

二六〇三・〇〇一六〇四・〇〇

第二六〇三・〇〇号から第二六〇四・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二六〇三・〇〇号から第二六〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

二六〇五・〇〇一・一六一六・一〇

第二六〇五・〇〇号から第二六一六・一〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六〇五・〇〇号から第二六一六・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二六一六・九〇

第二六一六・九〇号の产品への他の類の材料からの変更又は、

二六一七・一〇一二六一八・〇〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六一六・九〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二六一七・一〇号から第二六一八・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六一七・一〇号から第二六一八・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二六一九一二六・二二

第二六一九項から第二六・二二項までの各項の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六一九項から第二六・二二項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

二七〇一・一一一一七〇一・一九

第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の产品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七〇一・二〇号の产品への他の項の材料からの変更

二七〇二・一〇一二七〇九・〇〇

号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇二・一〇号から第二七〇九・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の

九・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七一〇・一一一二七一〇・一九号までの各号の产品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一〇・一一号から第二七一〇・一九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七一〇・九一一二七一〇・九九号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一〇・九一号から第二七一〇・一九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七一〇・九一号から第二七一〇・九九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一一・一一号から第二七一一・一九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二七一一・一一一二七一五・〇〇

第六部 化學工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

第二八類 無機化學品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八〇一・一〇一一八〇四・五〇

第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の產品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第二八〇四・六一一二八〇四・六九号までの各号の產品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・六一号から第二八〇四・六九号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第二八〇四・七〇一一八〇五・四〇号までの各号の產品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・七〇号から第二八〇五・四〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第二八〇六・一〇号の產品への他の号の材料からの変更又は、

二八〇六・一〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第一八〇六・一〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八〇六・二〇号から第二八四二・九〇号までの各号の产品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第一八〇六・二〇号から第二八四二・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八・四四一二八・五一項から第二八・五一項までの各項の产品への当該各項以外の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九類 有機化学品

二九〇一・一〇一二九〇五・四三

第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四三号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四三号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九〇五・四四

二九〇五・四五一二九〇五・五九

二九〇五・四五号から第二九〇五・五九号までの各号の产品への他の項の材料からの変更

二九〇六・一一

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四五号から第二九〇五・五九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九〇六・一一号の产品への他の類の材料からの変更（第三三三類の材料からの変更を除く。）又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇六・一一号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九〇六・一二一二九一八・一三
二九〇六・一二一二九一八・一三号までの各号の产品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇六・一二号から第二九〇八・一三号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九〇六・一二号から第二九一八・一三号までの各号の产品への当該各号以外の
号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇六・一二号から第二九〇八・一三号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九一八・一四一二九一八・一五
二九一八・一六一二九三九・九九
二九一八・一六一二九三九・九九号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一八・一六号から第二九三九・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一八・一六号から第二九三九・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・四〇

第二九・四〇項の產品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの
変更を除く。）

二九四一・一〇一一九四二・〇〇

第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の產品への当該各号以外の
号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九四一・一〇号から第二九四
一・〇〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三〇類 医療用品

三〇・〇一—三〇・〇三

第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の產品への当該各項以外の項の材料
からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三
項までの各項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三〇・〇四項の產品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの
変更を除く。）又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇四項の產品への関税分
類の変更を必要としない。）。

第三〇・〇五—三〇・〇六
第三〇・〇五項若しくは第三〇・〇六項の產品への当該各項以外の項の材料からの
変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三一類 肥料

三一〇一・〇〇一三一〇五・九〇

第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

三一・〇一一三一・〇五

第三二・〇一項から第三二・〇五項までの各項の产品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二・〇一項から第三二・〇五項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二・〇六項の产品への他の項の材料からの変更（第二八類の材料からの変更を

三一・〇六

除く。) 又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第三二一・〇六項の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

三三一・〇七一三三一・一五

第三二一・〇七項から第三三二・一五項までの各項の产品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第三二一・〇七項から第三三二・一五項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

第三三二類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

三三一・〇一一三三一・〇七

第三三一・〇一項から第三三三・〇七項までの各項の产品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第三三一・〇一項から第三三三・〇七項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

第三三四類

せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその

他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科

用の調製品

三四・〇一

第三四・〇一項の產品への他の項の材料からの変更又は、原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇一項の產品への関稅分類の変更を必要としない。）。

三四〇二・一一一三三四〇二・九〇

第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の產品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の產品への関稅分類の変更を必要としない。）。

三四・〇三一三四・〇七

第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の產品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の產品への関稅分類の変更を必要としない。）。

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

三五〇一・一〇

第三五〇一・一〇号の產品への他の類の材料からの変更又は、原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三五〇一・一〇号の產品への関

税分類の変更を必要としない。)。

三五〇一・九〇

三五〇一・一一一三五〇二・一九

三五〇一・二〇一三五〇五・二〇

三五・〇六一三五・〇七

三五・〇六一三五・〇七

第三五〇二・二〇号から第三五〇五・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第四類の材料からの変更を除く。)

第三五〇二・二〇号から第三五〇五・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三五・〇六項又は第三五・〇七項の產品への関税分類の変更を必要としない。)。

第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

三六・〇一一三六・〇六

第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

第三七類 写真用又は映画用の材料

三七・〇一

第三七・〇一項の產品への他の類の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇一項の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

三七・〇二—三七・〇七

第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第三八類 各種の化学工業生産品

三八〇一・一〇一三八〇一・九〇

第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

三八・〇二—三八・〇四

第三八・〇二項から第三八・〇四項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・一〇号から第三八〇四項までの各項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇五・一〇一三八〇六・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・一〇号から第三八〇六・九〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八・〇七一三八・〇八

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・一〇号から第三八〇六・九〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八・〇七項若しくは第三八・〇八項の產品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八〇九・一〇号の產品への他の項の材料からの変更（第一一・〇八項又は第三五・〇五項の材料からの変更を除く。）

三八〇九・九一一三八二四・九〇

第三八〇九・九一号から第三八二四・九〇号までの各号の產品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇九・九一号から第三八二四・九〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八・二五項の產品が第二十八条（第三章）に定めるいづれかの締約国の領域において完全に得られ、又は生産されること（第三八・二五項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八・二五

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

第三九類 プラスチック及びその製品

三九〇一・一〇一三九〇一・二〇

第三九〇一・一〇号若しくは第三九〇一・二〇号の產品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇一・一〇号又は第三九〇一・二〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三九〇一・三〇一三九〇一・九〇

第三九〇一・三〇号から第三九〇一・九〇号までの各号の產品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇一・三〇号から第三九〇一・九〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三九〇二・一〇

第三九〇二・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇二・一〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三九〇二・二〇

第三九〇二・二〇号の產品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇二・二〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三九〇二・三〇

第三九〇二・三〇号の產品への他の類の材料からの変更又は、

三九〇二・九〇一三九〇三・一一

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇二・三〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三九〇二・九〇号から第三九〇三・一一号までの各号の产品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇二・九〇号から第三九〇三・一一号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三九〇三・一九号の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇三・一九号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三九〇三・二〇号の产品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇三・二〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三九〇三・三〇号の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇三・三〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三九〇三・九〇号の产品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇三・九〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三九〇四・一〇号の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇四・一〇号の产品への関

税分類の変更を必要としない。)。

三九〇四・二二一三九一四・〇〇
第三九〇四・二一号から第三九一四・〇〇号までの各号の产品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

三九一六・一〇一三九二六・九〇
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九〇四・二一号から第三九一四・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

三九一五
第三九・一五項の产品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九・一五項の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

三九一六・一〇一三九二六・九〇

第三九一六・一〇号から第三九二六・九〇号までの各号の产品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九一六・一〇号から第三九二六・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

第四〇類 ゴム及びその製品

四〇〇一・一〇一四〇〇一・三〇

第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・三〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・三〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

四〇・〇一一四〇・一

第四〇・〇二項から第四〇・一項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇・〇二項から第四〇・一項までの各項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

四〇一二・一一四〇一二・九〇

第四〇一二・一一号から第四〇一二・九〇号までの各項の產品への當該各項以外の号の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・九〇号までの各項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

四〇・一三一四〇・一七

第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

第八部

皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用裝着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一一四一・〇三

第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

四一・〇四

第四一・〇四項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項の材料からの変更を除く。）

四一・〇五

第四一・〇五項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項の材料からの変更を除く。）

四一・〇六

第四一・〇六項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項の材料からの変更を除く。）

四一・〇七

第四一・〇七項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項又は第四一・〇四項の材料からの変更を除く。）

四一・一二

第四一・一二項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項又は第四一・〇五項の材料からの変更を除く。）

四一・一三

第四一・一三項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項又は第四一・〇六項の材料からの変更を除く。）

四一・一四

第四一・一四項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の材料からの変更を除く。）

四一・一五

第四一・一五項の產品への他の項の材料からの変更

第四二類 製品
革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の

四二・〇一一四二・〇四

第四二・〇一項から第四二・〇四項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料からの変更（第四二・〇五項の材料からの変更を除く。）

四二・〇五

第四二・〇五項の產品への他の項の材料からの変更

四二・〇六

第四二・〇六項の產品への他の項の材料からの変更（第四二・〇五項の材料からの変更を除く。）

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一

第四三・〇一項の產品への他の項の材料からの変更

四三・〇二

第四三・〇二項の產品への他の項の材料からの変更（第四三・〇一項の材料からの変更を除く。）

四三・〇三

第四三・〇三項の產品への他の項の材料からの変更（第四三・〇二項の材料からの変更を除く。）

四三・〇四

第四三・〇四項の產品への他の項の材料からの変更

第九部

木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

四四・〇一一四四・一一
四四一二・一三一四四一二・一九

第四四・〇一項から第四四・一一項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料からの変更

四四一二・一二・一三号から第四四一二・一九号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。

第四四一二・一二・九九号までの各号の產品への他の項の材料からの変更

四四・一三一四四・二一

第四四・一三項から第四四・二二項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料からの変更

第四五類 コルク及びその製品

四五〇一・一〇一四五〇四・九〇

第四五〇一・一〇号から第四五〇四・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第四五〇一・一〇号から第四五〇四・九〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

四六・〇一

第四六・〇一項のいぐさ製品への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。）又は、

第四六・〇一項の產品（いぐさ製品を除く。）への他の類の材料からの変更若しくは、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四六・〇一項の產品（いぐさ製品を除く。）への関税分類の変更を必要としない。）。

四六・〇二

第四六・〇二項の產品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四六・〇二項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一〇部 木材パルプ、纖維素纖維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）

第四七類 木材パルプ、纖維素纖維を原料とするその他のパルプ及び古紙

四七〇一・〇〇一四七〇七・九〇

第四七〇一・〇〇号から第四七〇七・九〇号までの各号の產品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パー セント以上であること（第四七〇一・〇〇号から第四七〇七・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

四八〇一・〇〇一四八二三・九〇

第四八〇一・〇〇号から第四八二三・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パー セント以上であること（第四八〇一・〇〇号から第四八二三・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九〇一・一〇一四九一一・九九

第四九〇一・一〇号から第四九一一・九九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パー セント以上であること（第四九〇一・一〇号から第四九一一・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一部 紡織用纖維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

注釈1 第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、
浸染し、又はなせんする工程

については、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工
- (2) 防融加工
- (3) 防蚊加工
- (4) 抗ピル加工
- (5) 帯電防止加工、制電加工
- (6) しわ加工
- (7) 漂白
- (8) ブラッシング
- (9) バフ加工
- (10) バフ加工、オパール加工

(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)
マーセライズ加工	液体アンモニア加工	発泡せん	植毛、フロック加工、電着加工	難燃加工	エメリ加工	エンボス加工	イージーケア加工	消臭加工	蒸じゅう、デカタイジング	防しわ加工	圧縮収縮仕上げ	カレンダ仕上げ

(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)
防縮加工	せん毛、シャーリング	シユライナ加工	リツブル加工	リラックス処理	芳香加工	減量加工	オーガンジ加工	はつ油加工	透湿防水加工	モアレ仕上げ	縮じゅう	制菌加工

(37) ソイルガード加工 (SG加工)

(38) ソイルリリース加工 (SR加工)

(39) ストレッチ加工

(40) 防ダニ加工

(41) UVカット加工

(42) ウオッシュ・アンド・ウェア加工 (W&W加工)

(43) 吸水加工

(44) 防水加工

(45) はつ水加工

(46) ウエットデカタイジング

(47) 防風加工

(48) 針布起毛

注釈2 第五〇・〇七項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から

第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項、第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項、第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項、第五九・〇二項、第五九・一〇項、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項、第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項、第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項及び第六三・〇一項から第六三・一〇項までの各項の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国領域において、完全にカードし、若しくはコードされ、紡績され、浸染し、若しくはなせんされ、製織され、又はメリヤス編みし、若しくはクロセ編みされた非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該他方の締約国又は当該第三国の領域からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国に

おいて積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行
われていな場合に限る。

第五〇類 絹及び絹織物

五〇・〇一

五〇・〇二—五〇・〇四

五〇・〇五—五〇・〇六

第五〇・〇一項の產品への他の類の材料からの変更

第五〇・〇二項から第五〇・〇四項までの各項の產品への当該各項以外の項の材料
からの変更

第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の產品への第五〇・〇五項及び第五〇・〇六項
以外の項の材料からの変更

第五〇・〇七項の產品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・
〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがい
ずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三國の領域において完全に
紡績され、又は染色し、若しくはなせんされた場合に限る。）又は、

產品が浸染し、若しくはなせんされること及び第五〇・〇七項の非原産材料がいづ
れかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三國の領域において製織
されること（第五〇・〇七項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第五一類 羊毛、纖獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五一・〇一一五一・〇五
五一・〇六一五一・一〇

五一・一一五一・一三

第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の產品への第五一・〇六項から第五一・一〇項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇五項の非原產材料を使用する場合には、當該非原產材料のそれぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸國連合の加盟国である第三國の領域においてカードし、又はコードムされた場合に限る。）

第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の產品への第五一・一一項から第五一・一三項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原產材料を使用する場合には、當該非原產材料のそれぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸國連合の加盟国である第三國の領域において完全に紡績され、又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。）又は、

產品が浸染し、若しくはなせんされること及び第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原產材料がいづれかの締約国若しくは東南アジア諸國連合の加盟国である第三國の領域において製織されること（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の產品への関稅分類の変更を必要としない。）。

五一・〇一一五二・〇三

五一・〇四一五二・〇七

第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の產品への第五二・〇四項から第五
二・〇七項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇三項の非原產材料を使用する
場合には、當該非原產材料のそれぞれがいづれかの締約國又は東南アジア諸國連合の
加盟國である第三國の領域においてカードし、又はコームされた場合に限る。）

五一・〇八一五二・一二

第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の產品への第五二・〇八項から第五
二・一二項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇四項から第五二・〇七項まで
の各項の非原產材料を使用する場合には、當該非原產材料のそれぞれがいづれかの締
約國又は東南アジア諸國連合の加盟國である第三國の領域において完全に紡績され、
又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。）又は、

產品が浸染し、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一二項
までの各項の非原產材料がいづれかの締約國若しくは東南アジア諸國連合の加盟國で
ある第三國の領域において製織されること（第五二・〇八項から第五二・一二項まで
の各項の產品への関稅分類の変更を必要としない。）。

第五三類 その他の植物性紡織用纖維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一一五三・〇五

第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

五三・〇六・五三・〇八

五三・〇九・五三・一一

第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の產品への第五三・〇六項から第五三・〇八項まで以外の項の材料からの変更

第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の產品への第五三・〇九項から第五三・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の非原產材料を使用する場合には、當該非原產材料のそれぞれがいかなる締約国又は東南アジア諸國連合の加盟国である第三國の領域において完全に紡績され、又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。）又は、

產品が浸染し、若しくはなせんされること及び第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原產材料がいかなる締約国若しくは東南アジア諸國連合の加盟国である第三國の領域において製織されること（第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の產品への関稅分類の変更を必要としない。）。

第五四類 人造纖維の長纖維及びその織物

五四・〇一一五四・〇六
五四・〇七・五四・〇八

第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の產品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原產材料を使用する場合には、當該非原產材料のそれぞれがいかなる締約国又は東南アジア諸國連合の加盟国である第三國の領域において完全に紡績され、又は浸染

し、若しくはなせんされた場合に限る。) 又は、

产品が浸染し、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国との領域において製織されること(第五四・〇七項又は第五四・〇八項の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

第五五類 人造纖維の短纖維及びその織物

五五・〇一一五五・〇七

(第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更(第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)

第五五・〇八一一五五・一一
五・一一項まで以外の項の材料からの変更(第五五・〇六項又は第五五・〇七項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国との領域においてカードし、又はコームされた場合に限る。)

第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の产品への第五五・一二項から第五五・一六項まで以外の項の材料からの変更(第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国との領域において完全に紡績され、

又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。) 又は、
　　產品が浸染し、若しくはなせんされること及び第五五・一二項から第五五・一六項
までの各項の非原產材料がいづれかの締約国若しくは東南アジア諸國連合の加盟国で
ある第三國の領域において製織されること(第五五・一二項から第五五・一六項まで
の各項の產品への關稅分類の変更を必要としない。)。

第五六類 ウオツティング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

五六・〇一一五六・〇三

第五六・〇一項から第五六・〇三項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
(第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三
項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から
第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五
四類の材料からの変更を除く。)

五六・〇四一五六・〇九

第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
(第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇
項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から
第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五

五・〇八項から第五五・一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において完全に紡績された場合に限る。)

第五七類 じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物

五七・〇一一五七・〇五

第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において完全に紡績されることを条件とする。

第五八類 特殊織物、タフテツド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一一五八・一一

第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三國の領域において完全に紡績された場合に限る。）

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維製品

五九・〇一

第五九・〇一項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）第五九・〇二項の產品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各

五九・〇二

五九・〇三一五九・〇九

項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国領域において完全に紡績されることを条件とする。

第五九・〇三項から第五九・〇九項までの各項の產品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、五一・一一項から五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)

第五九・一〇項の產品への他の項の材料からの変更(第五〇・〇七項、五一・一項から五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一二項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項

五九・一

又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合は、当該非原産材料のそれぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(第三国)の領域において完全に紡績されることを条件とする。

第五九・一一項の产品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一一六〇・〇六

第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の产品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(第三国)の領域において完全に紡績され、又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。)又は、

产品が浸染し、若しくはなせんされること及び第六〇・〇一項から第六〇・〇六項

までの各項の非原産材料がいづれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(締約国)の領域においてメリヤス編みし、若しくはクロセ編みされること(第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の产品への関税分類の変更を必要とする)。

第六一類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

注釈 この類の产品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの产品について適用される規則は、これらの产品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの产品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六一・〇一一六一・一七

第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項の产品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(締約国)の領域においてメリヤス編み

し、又はクロセ編みされた場合に限る。)

第六二類 衣類及び衣類附屬品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈 この類の產品が原產品であるか否かを決定するに当たり、これらの產品について適用される規則は、これらの產品の關稅分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、當該構成部分は、これらの產品に係る規則に定める關稅分類の變更の要件を満たさなければならない。

六二・〇一一六二・一一

第六二・〇一項から第六二・一二項までの各項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一二項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原產材料を使用する場合には、當該非原產材料のそれぞれがいずれかの締約國又は東南アジア諸國連合の加盟國である第三國の領域において製織された場合に限る。）

六二・一二

第六二・一二項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一項から第五一・一三項までの各項、第五一・〇八項から第五二・一二項までの各

六二・一三一六二・一七

項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において製織され、又はメリヤス編みし、若しくはクロセ編みされた場合に限る。)

第六二・一三項から第六二・一七項までの各項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一二項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五一・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において製織された場合に限る。）

第六三類 紡織用纖維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用纖維の中古の物品及びぼろ

注釈 この類の產品が原產品であるか否かを決定するに当たり、これらの產品について適用される規則は、これらの產品の関稅分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの產品に係る規則に定める關稅分類の変更の要件を満たさな

ければならない。

六三・〇一一六三・一〇

第六三・〇一項から第六三・一〇項までの各項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原產材料を使用する場合には、当該非原產材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三國の領域において製織され、又はメリヤス編みし、若しくはクロセ編みされた場合に限る。）

第一二部

履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一一六四・〇五

第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の產品への当該各項以外の項の材料からの変更（第六四・〇六項の材料からの変更を除く。）

六四・〇六

第六五類 帽子及びその部分品

六五・〇一一六五・〇二

第六五・〇三一六五・〇五

六五・〇六一六五・〇七

第六五・〇一項又は第六五・〇二項の產品への他の類の材料からの変更

第六五・〇三項から第六五・〇五項までの各項の產品への第六五・〇三項から第六五・〇五項まで以外の項の材料からの変更

第六五・〇六項又は第六五・〇七項の產品への当該各項以外の項の材料からの変更

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六〇一・一〇一六六〇三・九〇

第六六〇一・一〇号から第六六〇三・九〇号までの各号の產品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六六〇一・一〇号から第六六〇三・九〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七〇一・〇〇一六七〇四・九〇

第六七〇一・〇〇号から第六七〇四・九〇号までの各号の產品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六七〇一・〇〇号から第六七〇四・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一三部 石、プラススター、セメント

石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類 石、プラススター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八〇一・〇〇一六八一五・九九

第六八〇一・〇〇号から第六八一五・九九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六八〇一・〇〇号から第六八一五・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六九類 陶磁製品

六九〇一・〇〇一六九一四・九〇

第六九〇一・〇〇号から第六九一四・九〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、

第七〇類 ガラス及びその製品

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九〇一・〇〇号から第六九一四・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

七〇〇一・〇〇

第七〇〇一・〇〇号の产品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

七〇〇一・一〇一七〇〇一・三九

第七〇〇二・一〇号から第七〇〇二・三九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇〇二・一〇号から第七〇〇一・三九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

七〇〇三・一二一七〇〇九・九二

第七〇〇三・一二号から第七〇〇九・九二号までの各号の产品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

七〇一〇・一〇一七〇一七・九〇

第七〇一〇・一〇号から第七〇一七・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇一〇・一〇号から第七〇一七・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七〇一八・一〇

第七〇一八・二〇

第七〇一八・二〇号の产品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇一八・二〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

七〇一八・九〇

七〇一九・一一七〇二〇・〇〇

第七〇一九・一一号から第七〇二〇・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇一九・一一号から第七〇二〇・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

七一・〇一

七一〇二・一〇一七一一・〇〇

第七一・〇一項の产品への他の類の材料からの変更

第七一〇二・一〇号から第七一一・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇二・一〇号から第七一一

一・〇〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。)。

第七一・一二項の產品への他の類の材料からの變更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること(第七一・一二項の產品への關稅分類の變更を必要としない。)。

七一・一三一七一・一五

第七一・一三項から第七一・一五項までの各項の產品への第七一・一三項から第七一・一五項まで以外の項の材料からの變更(第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの變更を除く。)

第七一・一六

第七一・一六項の產品への他の項の材料からの變更(第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの變更を除く。)

七一七・一一七一八・九〇

第七一一七・一一号から第七一一八・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること(第七一一七・一一号から第七一一八・九〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。)。

第一五部 卑金屬及びその製品(第七二類から第八三類まで)

第七二類 鉄鋼

七二〇一・一〇一七二〇三・九〇

第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

七二・〇四

第七二・〇四項の產品への他の類の材料からの變更又は、

七二〇五・一〇一七二三九・九〇

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇四項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

第七二〇五・一〇号から第七二三九・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇五・一〇号から第七二三九・九〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

第七三類 鉄鋼製品

七三〇一・一〇一七三二六・九〇

第七三〇一・一〇号から第七三二六・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第七三〇一・一〇号から第七三二六・九〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

第七四類 銅及びその製品

七四〇一・一〇一七四〇三・二九

第七四〇一・一〇号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇一・一〇号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七四・〇四

第七四・〇四項の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七四〇五・〇〇一七四一九・九九

第七四〇五・〇〇号から第七四一九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇五・〇〇号から第七四一九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七五類 ニッケル及びその製品

七五〇一・一〇一七五〇二・一〇

第七五〇一・一〇号から第七五〇一・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇一・一〇号から第七五〇二・二〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七五・〇三項の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五・〇三項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

七五〇四・〇〇一七五〇八・九〇

第七五〇四・〇〇号から第七五〇八・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇四・〇〇号から第七五〇八・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七六類 アルミニウム及びその製品

七六〇一・一〇一七六〇一・二〇

第七六〇一・一〇号若しくは第七六〇一・二〇号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六〇一・一〇号又は第七六〇一・二〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

七六・〇二

第七六・〇二項の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六・〇二項の产品への関税分

類の変更を必要としない。)。

七六〇三・一〇一七六一六・九九

第七六〇三・一〇号から第七六一六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第七六〇三・一〇号から第七六一六・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

第七八類 鉛及びその製品

七八〇一・一〇一七八〇一・九九

第七八〇一・一〇号から第七八〇一・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第七八〇一・一〇号から第七八〇一・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

七八・〇二

第七八・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第七八・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

七八〇三・〇〇一七八〇六・〇〇

第七八〇三・〇〇号から第七八〇六・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第七八〇三・〇〇号から第七八〇六・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

第七九類 亜鉛及びその製品

七九〇一・一一七九〇一・二〇

第七九〇一・一号から第七九〇一・一〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇一・一号から第七九〇一・二〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七九・〇二

七九・〇二

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九・〇二項の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九・〇二項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

七九〇三・一〇一七九〇七・〇〇

第七九〇三・一〇一七九〇七・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇三・一〇号から第七九〇七・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八〇類 すず及びその製品

八〇〇一・一〇一八〇〇一・二〇

第八〇〇一・一〇号若しくは第八〇〇一・二〇号の产品への当該各号以外の号の材

料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇一・一〇号又は第八〇〇一・二〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

八〇・〇二

八〇〇三・〇〇一八〇〇七・〇〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇・〇二項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八〇〇三・〇〇号から第八〇〇七・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇三・〇〇号から第八〇〇七・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一〇一・一〇一八一一三・〇〇

第八一〇一・一〇号から第八一一三・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇一・一〇号から第八一一三・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二〇一・一〇一八二一五・九九

第八二〇一・一〇号から第八二二五・九九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇一・一〇号から第八二二五・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八三類 各種の卑金属製品

八三〇一・一〇一八三一一・九〇

第八三〇一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像

及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四〇一・一〇一八四八五・九〇

第八四〇一・一〇号から第八四八五・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・一〇号から第八四八五・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八五〇一・一〇一八五四八・九〇

第八五〇一・一〇号から第八五四八・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇一・一〇号から第八五四八・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及び

その部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六〇一・一〇一八六〇九・〇〇

第八六〇一・一〇号から第八六〇九・〇〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第八六〇一・一〇号から第八六〇九・〇〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附屬品

八七〇一・一〇一八七〇一・九〇

第八七〇一・一〇号から第八七〇一・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇一・一〇号から第八七〇一・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、

原產資格割合が五十パーセント以上であること（第八七・〇二項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

原產資格割合が六十パーセント以上であること（第八七・〇三項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

原產資格割合が五十パーセント以上であること（第八七・〇四項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

第八七〇五・一〇一八七一〇・〇〇

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇五・一〇号から第八七一〇・一〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

八七・一一
八七一二・〇〇一八七一六・九〇

原産資格割合が六十パーセント以上であること（第八七・一一項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

八七一二・〇〇一八七一六・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七一二・〇〇号から第八七一六・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七一二・〇〇号から第八七一六・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八〇一・一〇一八八〇五・二九

第八八〇一・一〇号から第八八〇五・二九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八八〇一・一〇号から第八八〇五・二九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八九類 船舶及び浮き構造物

八九〇一・一〇一八九〇八・〇〇

第八九〇一・一〇号から第八九〇八・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八九〇一・一〇号から第八九〇八・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽

器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

九〇〇一・一〇一九〇三三・〇〇

第九〇〇一・一〇号から第九〇三三・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇一・一〇号から第九〇三三・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九一類 時計及びその部分品

九一〇一・一一九一一二・九〇

第九一〇一・一号から第九一二二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一〇一・一号から第九一一二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九一・一三

九一一四・一〇一九一一四・九〇

第九一・一三項の産品への他の項の材料からの変更

第九一一四・一〇号から第九一一四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一四・一〇号から第九一一四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属性品

九一〇一・一〇一九二〇九・九九

第九二〇一・一〇号から第九二〇九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九二〇一・一〇号から第九二〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三〇一・一一一九三〇七・〇〇

第九三〇一・一号から第九三〇七・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九三〇一・一号から第九三〇七・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇部 雜品（第九四類から第九六類まで）

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッショーンその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇一九四〇一・八〇

第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇

九四〇一・九〇

一・八〇号までの各号の產品への関稅分類の変更を必要としない。)。

第九四〇一・九〇号の腰掛けの革製部分品への他の項の材料からの変更又は、

第九四〇一・九〇号の產品（腰掛けの革製部分品を除く。）への他の号の材料からの変更若しくは、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇一・九〇号の產品（腰掛けの革製部分品を除く。）への關稅分類の変更を必要としない。）。

第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第九四〇四・二一・九四〇四・二九号から第九四〇四・二九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

第九四〇四・三〇号の產品への他の号の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇四・三〇号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第九四〇四・九〇号の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一二項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

九四〇五・一〇一九四〇六・〇〇

第九四〇五・一〇号から第九四〇六・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇五・一〇号から第九四〇六・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれら部分品及び附属品

九五〇一・〇〇一九五〇八・九〇

第九五〇一・〇〇号から第九五〇八・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九五〇一・〇〇号から第九五〇八・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九六類 雑品

九六・〇一

九六〇二・〇〇一九六〇四・〇〇

第九六・〇一項の产品への他の項の材料からの変更

第九六〇二・〇〇号から第九六〇四・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇二・〇〇号から第九六〇

四・〇〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。)。

九六・〇五

九六〇六・一〇一九六一八・〇〇

第九六・〇五項の產品への他の項の材料からの変更

第九六〇六・一〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること(第九六〇六・一〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。)。

第二一部 美術品、収集品及びこつとう(第九七類)

第九七類 美術品、収集品及びこつとう

九七〇一・一〇一九七〇六・〇〇

第九七〇一・一〇号から第九七〇六・〇〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること(第九七〇一・一〇号から第九七〇六・〇〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。)。